

新型コロナウイルス感染症と 診断された方へ

令和6年4月1日作成

新型コロナウイルスに感染された場合は、
以下のポイントを留意しご対応ください。

療養期間は？

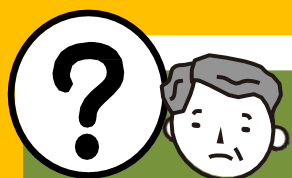
- ・ 法律に基づく外出自粛は求められません。発症日の翌日から5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでを目安としてください。
- ・ 症状にあった薬（医療機関で処方された薬や市販薬）を飲み、回復をお待ちください。
※外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- ・ 発症日の翌日から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

症状が改善しない場合は？

- ・ 発症日から数日間発熱や咳等の症状が継続・悪化したり、お薬が足りないなどで受診を希望する場合は、**かかりつけ医や診断を受けた医療機関**にご相談ください。

※医療機関を受診する際のお願い

医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻を抑える）の徹底をお願いします。



家族など接触者の対応は？

- ・保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。
- ・ただし、同居家族等の身近な人は、新型コロナに感染するリスクが高いため、**新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間は体調に留意**しましょう。また、こうした間は、手洗いやうがい等の基本的感染対策のほか、高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮をしましょう。
- ・可能であれば部屋を分け、こまめに換気をしましょう。また、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。



罹患後症状がみられる場合は？

- ・新型コロナにかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善しますが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）がみられる場合があります。
- ・**罹患後症状への治療は、対症療法が中心**となります。罹患後症状と思われる症状が続く場合は、**まずは、かかりつけ医やお近くの医療機関を受診してください。**
- ・かかりつけ医がいない、または、かかりつけ医が罹患後症状の診療に対応していない場合などは、「コロナ罹患後症状対応医療機関一覧」から受診可能な医療機関をお探してください。なお、記載されている情報から変更されている場合もありますので、**受診等を希望する場合は、受診の前に必ず医療機関にお問い合わせください。**



コロナ罹患後症状対応医療機関一覧（福井県HP）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/postcovid19condition.html>